



発行所 秋田魁新報社  
秋田市山王臨海町1番1号  
〒010-8601  
©秋田魁新報社 2012年

# 号外

購読申し込み

0120-13-1231

ホームページ

www.sakigake.jp

携帯サイト

mobile.sakigake.jp



詳しくは「秋田魁新報」朝刊、当社ホームページをご覧ください。

## 陸山会 小沢元代表審理、高裁へ

資金管理団体「陸山会」の収支報告書虚偽記入事件で、民主党元代表小沢一郎被告(69)を政治資金規正法違反罪で強制起訴した検察官役の指定弁護士3人は9日、無罪とした東京地裁判決を不服として東京高裁に控訴することを決めた。控訴期限は10日。



民主党の小沢一郎元代表

地裁判決には事実誤認があるとして、無罪の判断を覆すことが可能と判断したもようだ。

裁判は高裁に舞台を移して続くことになった。控訴審で元代表に出庭義務はないが、「復権」には制約になりそうだ。

4月26日の判決は、元秘書による収支報告書の虚偽記入を認定。記載内容に関して「報告、了承」があったと認めたが、元代表は「記載を違法だと認識していなかった可能性がある」として共謀を否定した。指定弁護士の主任格だっ

た大室俊三弁護士(62)は判決後「検察審査会が求めたものは達成できたという思いもある」と話す一方、「弁護側が主張していないような可能性を挙げて無罪とした論理はおかしい」と指摘。3人は、判決の論理に矛盾がないかなどの点を慎重に検討、元代表に被告の立場を維持させる負担も考慮して、控訴の是非を議論していた。

公判では①起訴議決の有効性②虚偽記入の有無③共謀の有無に争点が絞られ、「違法性の認識」はほとんど触れられていなかった。